

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	住宅	マイホーム取得補助金	<p>★ 市民の新たな住宅の取得について助成することで、過疎校区や地域経済の活性化を図り、市民の定住を促進することを目的とし、本市内に住宅を取得し定住する方に補助金を交付します。</p> <p>【制度実施期間】令和2年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>【交付条件】</p> <p>(1)南さつま市民であること(外国人も可)</p> <p>(2)移住者、指定区域に住宅取得、市内業者を利用のいずれかの条件を一つ以上満たすこと</p> <p>(3)申請者が補助対象となる住宅の名義を2分の1以上所有していること</p> <p>(4)申請者が新築工事請負契約または売買契約の契約者であること</p> <p>(5)申請者が新築工事代金または購入代金の支払者であること</p> <p>(6)市町村民税の滞納がないこと</p> <p>(7)居住地の自治会に加入し、補助対象となる住宅に5年以上定住すること</p> <p>【住宅の条件】</p> <p>(1)住宅の新築、新築住宅又は中古住宅の購入のいずれかにより取得した住宅であること</p> <p>(2)床面積が40㎡以上で玄関・台所・トイレ・浴室及び居室を有する居住用住宅</p> <p>(3)店舗事務所等との併用住宅の場合、居住部分の床面積が全体の2分の1以上</p> <p>(4)仮設プレハブ等の簡易な構造・移動可能な構造の建物でない</p> <p>(5)令和2年4月1日以降に申請者本人に住宅の所有権保存登記を行っていること</p> <p>※令和2年度申請のみ、平成31年4月1日以降に所有権保存登記分も可</p> <p>(6)建築基準法に適合した建物であること</p> <p>【補助金額】(条件に当てはまる場合、加算方式で金額を決定。)</p> <p>①移住者の場合(本市を離れて3年以上経過後に転入し、かつ転入後3年を超えない方。) 40万円</p> <p>②指定区域に住宅を取得した場合(旧加世田小学校区以外) 40万円</p> <p>③南さつま市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合(新築の場合のみ。市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に登録された業者をいう。) 40万円</p> <p>※補助金の交付は1回限り。補助金額が購入契約額等を上回る場合、その購入契約額等(消費税除く)が交付限度額。</p> <p>※従前の移住者住宅取得補助金・住宅新築等補助金の交付を受けた人は不可。</p>
南さつま市	住宅	移住定住促進補助金	<p>★ 南さつま市では、市が分譲した宅地の売却促進と移住定住の促進を図るとともに、市内経済の活性化を図るため、市が定める対象地を購入し、住宅を新築した移住定住希望の方に補助金を交付します。</p> <p>【制度実施期間】平成22年5月25日～令和4年3月31日</p> <p>1.補助対象要件</p> <p>(1)移住者の場合は、本市を離れて3年以上経過後に転入し、かつ転入後3年を超えないこと</p> <p>(2)補助対象となる対象地の住宅以外に、本市に住宅を所有していないこと</p> <p>(3)居住地の自治会に加入し、5年以上定住すること</p> <p>(4)市町村民税に滞納のないこと</p> <p>(5)申請者が対象地及び補助対象となる住宅の名義を2分の1以上所有していること</p> <p>(6)以上の要件を充たし、住宅を取得後1年以内に申請すること</p> <p>ただし、本市内における公共工事を伴う移転による対象地購入・住宅新築の方は除きます。</p> <p>2.補助金額</p> <p>【基本額】</p> <p>○移住者である場合 100万円 初回は40万円を交付し、残りは次年度以後4年間にわたり各年度ごとに15万円を交付する。</p> <p>○定住者である場合 50万円 初回は20万円を交付し、残りは次年度以後4年間にわたり各年度ごとに7万5千円を交付する。</p> <p>【加算額】</p> <p>○加算区域内の対象地を購入する場合 100万円 初回は40万円を交付し、残りは次年度以降4年間にわたり各年度ごとに15万円を交付する。</p> <p>○被扶養者がいる場合 1人当たり20万円 (世帯員として住民基本台帳等に記載等がされている者のうち、15歳に達する日の属する年度の3月31日までの間にあるものをいう。)</p> <p>初回到全額交付する。</p> <p>○南さつま市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合 30万円 (市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に登録された業者をいう。)</p> <p>初回到全額交付する。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等															
南さつま市	住宅	住宅リフォーム補助金	<p>★〈助成内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性能向上等リフォーム補助金 <p>〔対象〕 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるための住宅の修繕等の改装、増築</p> <p>〔対象工事費に対する補助金〕 補助対象工事費が30万円以上 補助対象工事費の10%かつ上限額30万円(千円未満切捨て)</p> <p>補助金の交付は1回限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境対策リフォーム補助金 <p>〔対象〕 生活排水を処理するため、集落排水処理施設への接続又は合併浄化槽への切り替えに係る排水設備の改造・改修</p> <p>〔対象工事費に対する補助金〕 補助金額:補助対象工事費の30%(千円未満切捨て)ただし、下記の工事種別により上限金額あり。</p> <p>(1)排水設備工事補助 上限金額 既存汲取りから改修 17万 既存単独浄化槽から改修 10万 既存合併浄化槽から改修 5万</p> <p>(2)補助金なし浄化槽切り替え加算 上限金額 補助金なしの浄化槽改修 10万</p> <p>(3)合併浄化槽への切替促進加算 上限金額 令和3年3月末日までに改修 10万</p> <p>補助金額は(1)～(3)の該当補助金の合計額 補助金の交付は1回限り</p> <p>〈助成要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があり、かつ、市内で自己が居住し、所有する住宅 (リフォーム完成後に移住する者は申請の住宅に住所を移すこと) ・市町村民税の滞納がないこと ・自治会に加入していること(リフォーム完成後に転居する場合は加入すること) ・地元業者に請け負わせた補助対象工事となる工事に限る ・地元業者は市内に主たる営業所を設置する会社及び個人事業者で、本市に市内業者として登録をした者 ・併用住宅は住宅部分のみの改修工事を対象 ・集落排水処理区域及び合併浄化槽推進区域の環境対策リフォーム補助金は空家・貸家も対象 															
南さつま市	住宅	市営住宅入居者募集	<p>★ 市営住宅の空き家住宅について、入居者募集を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集については市ホームページに随時掲載します。 ・南さつま市外の方も申込み可能です。 ・一般住宅の他、子育て世帯を対象とした住宅や、地域活性化を目的とした住宅もあります。 <p>1 入居者資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在住宅に困っていることが明らかな方。 ・持ち家及び貸家を所有していない方。 ・現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。(単身者向け住宅を除く) ※単身者の場合、60歳以上や障害者であることなどの条件があります。 ・市町村民税を滞納していないこと。 ・申込者及び同居親族の合計所得額が収入基準内であること。 <p>2 収入基準</p> <table border="0"> <tr> <td>・公営住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・公営住宅(裁量階層)</td> <td>月収額</td> <td>214,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・市営住宅</td> <td>月収額</td> <td>収入要件なし</td> </tr> <tr> <td>・特定公共賃貸住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以上～487,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・特定優良賃貸住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以上～487,000円以下</td> </tr> </table> <p>※裁量階層とは、小学生以下の子どもがいる世帯や障害者のいる世帯など。</p>	・公営住宅	月収額	158,000円以下	・公営住宅(裁量階層)	月収額	214,000円以下	・市営住宅	月収額	収入要件なし	・特定公共賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下	・特定優良賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下
・公営住宅	月収額	158,000円以下																
・公営住宅(裁量階層)	月収額	214,000円以下																
・市営住宅	月収額	収入要件なし																
・特定公共賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下																
・特定優良賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下																
南さつま市	住宅	浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置する方へ補助金を交付します。</p> <p>1.補助対象者 漁業集落排水事業、農業集落排水事業等の対象区域及び下水道事業の予定処理区域を除く市内全域において、専用住宅に浄化槽(10人槽以下)を設置する方です。</p> <p>2.補助内容 5人槽: 332,000円、6～7人槽: 414,000円、8～10人槽: 548,000円 ※新設の場合、上記金額の半額となります。 ※単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽に変更する場合、上記金額に9万円を加算します。</p>															

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	住宅	空き家バンク	<p>★ 1.空き家の有効利用を通して本市への定住促進による地域の活性化を図るために、空き家情報の提供を行うものです。http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/shimin/sumai-tochi/akiyabank/</p> <p>2.家財処分等補助金 南さつま市内の空き家の利活用を促進するために、本事業へ登録完了した物件を対象に空き家に残っている家財道具の処分にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>【対象期間】令和2年4月以降</p> <p>【申請時期】必ず工事着工前に申請してください。</p> <p>【対象者】 (1)登録物件の所有者 (2)登録物件への入居者 ※登録物件の売買又は賃貸借に関する契約を締結した日から6月以内に限ります。</p> <p>【対象経費】 家財道具の処分・搬出に要する経費 ※家財処分等は廃棄物処理の許可を得た業者が行うこと。</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の1/3(上限額10万円) ※本事業の実施は登録物件に対して1回に限ります。</p>
南さつま市	就農・漁業	キバレ 海の担い手支援事業	<p>★ 漁業新規就業者に対し、就業支援補助金を交付し、後継者を育成支援することにより水産業の活性化を図る。</p> <p>1. 対象者 ・南さつま市内に住所を有し、新たに専業として漁業に就業しようとする者です。 ・南さつま市内の漁業協同組合の正組合員の資格を有し、就業して5年以内の年齢50歳未満の者です。</p> <p>2.就業支援補助金額 ・月額125,000円×12月</p>
南さつま市	就農・漁業	新規就農者等支援事業	<p>★ 南さつま市内において、新規就農者等(農業後継者・新規就農者)が安定的な農業経営を行うため、農業経営に必要な資本装備に係る経費の一部を助成します。</p> <p>1. 対象者 ・新規就農者等で、就農の日から2年以上従事し、かつ50歳未満の者 ・市内に住所を有する者(法人にあつては市内に本店又は事業所を有する者)</p> <p>2. 助成内容 助成額は事業費の1/2以内で、限度額は100万円です。</p>
南さつま市	就農・漁業	新規就農者就農研修支援事業	<p>★ 南さつま市内で就農するために、南さつま市農業公社を介して、受入先の先進農家で実践研修を受けようとする者に対して、研修時の手当てを支給します。</p> <p>1. 対象者 ・市内に住所を有し、本市において独立・自営就農を目指す者 ・他の新規就農支援制度を受けたことがなく、就農予定時の年齢が50歳未満の者</p> <p>2. 手当額 月額125,000円(夫婦で研修を受ける場合は187,500円) 支給期間は1年間</p>
南さつま市	就農・漁業	農村農業人材育成確保事業	<p>★ 新規就農者のうち、農業技術の習得を希望し、南さつま市農村農業人材育成確保事業の対象者として、就農支援を受けようとする者に対して、ファームサラリー又は就農一時金を支給します。</p> <p>1. 対象者 南さつま市内のうち、加世田、笠沙、大浦、坊津地域の居住者、又は居住しようとする者で、年間農業従事日数が、150日以上見込まれ、申請時において満50歳未満の者。</p> <p>2. 助成内容 ○新規参入者「ファームサラリー」 (支援期間1年間。ただし、研修を必要とする者は2年間) ・単身で就農する者 月額7万円 ・夫婦で就農する者 月額12万円 ・研修期間中の者 月額15万円 ○農業後継者「就農一時金」 ・単身で就農する者 24万円 ・夫婦で就農する者 36万円</p> <p>※農業次世代人材投資事業と重複した支援は受けられません。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	出産・育児	乳児栄養強化事業	<p>★ 下記の対象者に対して、1か月に調整粉乳大缶1缶を1歳の誕生日まで支給の事業を実施しています。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所のある方で (1) 多胎児のうち第1子を除いた者 (2) 4～5か月児健康診査で体重が乳幼児身体発育曲線3パーセントタイル値未満の者 (3) 4～5か月児健康診査で体重が乳幼児身体発育曲線3パーセントタイル値以上10パーセントタイル値未満で、申請時において生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者又は市町村民税非課税世帯に属する者 (4) 妊婦健診において、ヒトT細胞白血ウイルス—1型陽性(HTLV—1キャリア)と診断された母親から出生した者</p> <p>2.支給期間 申請月から1歳の誕生日まで。ただし、(2)については、健康診査等で体重が乳幼児身体発育曲線の10パーセントタイル値に到達した場合はその到達月まで</p> <p>3.支給物品 調整粉乳大缶1缶(希望する銘柄)</p>
南さつま市	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 不妊治療に要する費用の一部を助成します。</p> <p>1 交付対象者 不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、次のいずれにも該当する方になります。 ・市に1年以上居住 ・合計所得730万円未満 ・市税等の滞納なし</p> <p>2 対象となる治療等 (特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療 *上記治療の一環として行う男性不妊治療 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・これらに必要な検査</p> <p>3 助成金の額 (特定不妊治療) ・1年度20万円上限 *男性不妊治療を行った場合は、1年度20万円を上限に上乗せ ・通算5年間 (一般不妊治療) ・治療開始の日の属する月の初日から2年間(1期・2期の2期) ・治療費用の自己負担分の2分の1(1期・2期ごとに5万円上限)</p>
南さつま市	出産・育児	予防接種助成事業	<p>★ 就学時前の乳幼児に対するインフルエンザ予防接種料の助成を行うことで、病気発症の予防と保護者負担の軽減を図ります。</p> <p>1.対象者 生後6月～未就学児</p> <p>2.接種期間 10月から12月まで</p> <p>3.助成額 1回あたり2,000円(2回接種)</p> <p>4.助成方法 南さつま市及び枕崎市内の協力医療機関に予約し、母子健康手帳と市発行の乳幼児インフルエンザ予防接種助成券を持参すると差額分の支払となります。</p>
南さつま市	出産・育児	乳幼児任意予防接種事業	<p>★ 乳幼児に対しておたふくかぜ・ロタウイルスワクチンの接種助成を1年を通じて実施することで接種率の向上を図り、感染予防・重症化の予防等に努め、子育てしやすいまちづくりの環境整備を図ります。</p> <p>○接種要件 本市に住民登録があること ※既にワクチン接種済みの者は除く</p> <p>○予防接種の種類と助成内容 ・おたふくかぜ 対象者 1歳以上6歳未満の者 助成額 全額 助成回数 1回</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	出産・育児	花婿・花嫁きもいりどん事業 (婚活応援事業)	★ きもいりどん(婚活をサポートしてくれる人)が様々な婚活サポートをします。 ①独身男女の会(ご縁じえる)の登録者にお引合せの場をつくるなど具体的な成婚へのサポート ②未婚の子を持つ親世代向けの婚活応援セミナー等の開催 ③独自イベントの実施 ④この事業で成婚され、南さつま市内に住まれる方に「新婚生活応援資金」の支給
南さつま市	出産・育児	すこやか子ども医療費助成事業	★ 高校生までの子どもに係る保険診療分の医療費を全額助成しています。 助成を行うことにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進と健やかな発達の支援を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 1.対象者 満18歳以後の最初の3月31日まで(高校を卒業するまで)の間にある児童 2.助成内容 高校生までの子どもに係る医療費を全額助成しています。 (保険適用外分を除く)
南さつま市	出産・育児	子育て支援事業	★ ○子育て支援センター 子育て親子の交流の場の提供、子育て等の相談、情報提供などを行います。 ○利用者支援事業 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握、子育て支援に関する情報の収集・提供を行い、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います。 ○ファミリーサポートセンター 子育て支援を希望する方と子育て支援をしたい方が双方会員となり、短時間預りや送迎などの支援を行うなどの相互援助活動のコーディネートを行います。 ○かごしま子育て支援パスポート事業 妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる子育て世帯にパスポートが交付され、全国各地にある協賛店で提示すれば、さまざまな支援サービスを受けることができます。
南さつま市	出産・育児	南さつまっ子誕生祝い金支給事業	★ 出産により子どもを養育することになった者で、誕生日において、本市に住所を有する者に祝金を支給します。 ■第1子・2子に対し、各5万円を支給 ■第3子以降に対し、1人につき10万円を支給
南さつま市	出産・育児	産後ケア事業	★ 出産直後の産婦の育児不安の軽減・解消や育児について、産婦人科施設において母子への心身のケアや育児のサポートを行い安心して子育てできるように支援します。 1. 対象者 産後4か月未満で体調や精神的な不良又は育児不安等がある方 " 家族から十分な家事、援助が受けられない方 2. 内容 産婦人科に委託 乳房ケア、育児指導(オムツ交換、更衣、授乳の仕方、体重測定等)、沐浴指導、メンタルケア 3. 利用期間 原則7日間以内(保健指導上必要と認められた場合に14日を限度として延長可) 4. 助成額 世帯状況に応じた金額
南さつま市	出産・育児	保育料利用者負担軽減	★ 子どもの健康と健やかな育成を図るため、保育料利用者負担を国の基準から50%軽減し、子育て世代の負担軽減を図っています。
南さつま市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	★ 労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、適切な遊びと生活の場を与え、その児童の健全な育成を図るものです。※市内14か所で実施

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	教育	就学援助事業	<p>★ 南さつま市では、文部科学省の方針に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し下記のとおり学用品費等を支給しています。また、対象児童生徒が虫歯等の学校病の治療のため受診する際の費用を免除する医療券を発行しています。</p> <p>1.対象者</p> <p>(1)生活保護を受給している場合(修学旅行費と医療券を支給)</p> <p>(2)市民税の非課税・減免又は固定資産税の減免を受けている場合</p> <p>(3)国民年金保険料の免除を受けている場合</p> <p>(4)国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている場合</p> <p>(5)児童扶養手当の支給を受けている場合</p> <p>(6)世帯更正資金による貸付を受けている場合</p> <p>(7)保護者の職業不安定により生活状況が悪いと認められる場合</p> <p>(8)学級費・PTA会費等の納付金の減免が行われている場合</p> <p>(9)学校納付金の納付状況が悪い場合、また学用品、通学用品等に不自由している者で、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる場合</p> <p>(10)経済的理由による欠席日数が多い場合</p> <p>2.内容 学用品費等の支給や修学旅行費などの援助</p> <p>3.支給限度額等</p>
南さつま市	教育	学校給食費無償化事業	<p>★ 1.対象者 南さつま市立の小学校、中学校及び義務教育学校に通学する児童生徒の保護者。</p> <p>2.助成内容 学校給食に係る食材費の全額を市が負担することにより、学校給食費を全額無料にしています。</p>
南さつま市	教育	学校給食費補助金交付事業	<p>★ 南さつま市立学校以外の学校(小学部及び中学部に限る。)に通学する児童生徒の保護者で南さつま市内に住所を有する者が負担すべき学校給食に要する経費に対し、補助金を交付しています。</p> <p>(1)対象 ○南さつま市に住所を有し、私立小・中学校、特別支援学校(小学部及び中学部に限る)、本市以外の公立小・中・義務教育学校(教育委員会が認めたもの)に通学する児童生徒の保護者。(南さつま市から市外の学校へ通学するために寮等に住所を移した児童生徒も含む。)</p> <p>(2)内容 ○負担すべき学校給食に要する経費</p> <p>(3)支出限度額等 ○予算の範囲内において交付</p>
南さつま市	医療	なでしこ健診	<p>★ 市の実施する集団健診において、対象となる年齢の女性に、特定健診と女性検診を含む各種がん検診を一日で実施できる健診を行います。(新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度においては、特定健診は医療機関における個別健診で実施)</p> <p>1.対象者(年度末を基準日としての年齢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南さつま市に住民登録があること ・41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の女性の方 <p>2.健診種別 特定健診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診</p>
南さつま市	医療	人間ドック等補助金	<p>★ 南さつま市国民健康保険の加入期間が1年以上ある30歳から74歳までの方で、人間ドック・脳ドック・がんドック(PET/CTドック)を受診された方に対し、かかった費用の一部を補助します。</p> <p>1.対象者 人間ドック・脳ドック・がんドック ⇒ 30歳から74歳までの方</p> <p>2.助成額 人間ドック・脳ドック 上限35,000円 がんドック 上限50,000円</p> <p>3.手続き方法 契約医療機関 受診予約 ⇒ 交付申請(利用券・質問票交付) ⇒ 受診 契約医療機関以外 受診予約 ⇒ 交付申請(承認書・質問票交付) ⇒ 受診 ⇒ 交付請求(領収書・検査結果・質問票提出) ⇒ 補助金交付</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	福祉	高齢者等訪問給食サービス事業	<p>★ 高齢者等に毎日の食事を訪問により提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持及び「食」の自立促進を図るとともに、安否の確認などを併せて行うことにより、高齢者等の孤独感の解消や自立した生活の維持を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市内に住所を有し、次の条件のいずれかに該当する者であって、自ら調理をすることが困難なものとします。 (1)介護保険法(平成9年法律第123号第27条第7項に規定する要介護者及び同法第32条第6項に規定する要支援者) (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者 (3)知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者 (5)南さつま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項(平成29年南さつま市告示第31号)第4条第1号イに規定する事業対象者のうち、介護予防・生活支援サービス事業を利用している者 (6)おおむね65歳以上の者、虚弱もしくは寝たきりの者又はその他前各号に掲げる事由に準ずる者として市長が認めたもの</p> <p>2.内容 食事の配食を行うことにより食生活の改善と「食」の自立促進を図り、あわせて安否確認を行う。地区により配食内容が異なります。1日1～2食(週6～7日)</p> <p>3.利用料等 一律400円</p>
南さつま市	福祉	在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス	<p>★ 南さつま市内に居住する要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活に欠かせない寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供し、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市内に住所を有する者で、寝具の衛生管理の援助が必要と判断され次の条件のいずれかに該当するもの。 (1)世帯の全ての者が要介護1以上の認定を受けている世帯に属する者 (2)高齢者以外の世帯員が属する世帯の要介護2以上の高齢者 (3)重度の身体障害のため臥床している身体障害者(児) (4)その他市長が特に必要と認める者</p> <p>2.内容 寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを行います。</p> <p>3.利用料金 無料</p>
南さつま市	福祉	在宅高齢者等介護用品支給制度	<p>★ 紙おむつ等の介護用品を常時必要とする在宅の高齢者等及び重度心身障害者(児)に対し、介護用品の支給を行います。</p> <p>1.対象者 市内に住所を有する在宅者のうち (1)要介護認定又は要支援認定を受けた者で、日常的に介護用品を使用している者 (2)65歳以上の高齢者で、日常的に介護用品を使用している者 (3)身体障害者手帳2級以上の障害のある3歳以上の者で、日常的に介護用品を使用している者</p> <p>2.内容 本市に住所を有する紙おむつ等の介護用品を常時必要とする在宅の高齢者等や重度心身障害者(児)に対し、介護用品の支給を行い、福祉の増進を図るとともに、介護家族の身体的、経済的及び精神負担の軽減を図る。</p> <p>3.支給限度額 ・要介護4又は5と認定された者 1人当たり年間75,600円(月6,300円)を限度とする。 ・要支援1から要介護3と認定された者 1人当たり50,400円(月4,200円)を限度とする。 ・65歳以上の者、身障手帳2級以上又は療育手帳A2以上の障害のある3歳以上の者 1人当たり年間25,200円(月2,100円)を限度とする。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	福祉	在宅高齢者介護手当支給事業	<p>★ 65歳以上の在宅高齢者(要介護3～5に認定されている方)を介護している方に対し、在宅高齢者介護手当を支給します。</p> <p>1.対象者 ・要介護高齢者(要介護3～5に認定されている在宅の方)と同居またはこれに準ずる状態で介護している方。 ・本市に引き続き6ヶ月以上住所を有する場合で、かつ90日以上在宅で介護している方。</p> <p>2.支給額 年2回 各5万円</p> <p>3.支給月 9月、3月</p>
南さつま市	福祉	長寿祝金支給	<p>★ 高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表するため、祝金を支給します。</p> <p>1.対象者 その年の1月1日から12月31日までの間に98歳になる者及び9月15日現在の最高齢の男女</p> <p>2.祝金の額 ①98歳になる者 3万円 ②最高齢の男女 10万円(1回限りの支給とする。)</p> <p>3.支給月 ①98歳になる者 1月 ②最高齢の男女 9月</p>
南さつま市	福祉	長寿者おかげさま給付金品支給事業	<p>★ 白寿祝の対象者のうち、在宅で元気に生活しているひとり暮らしの高齢者や、同居し、生活を支えてきた家族の労苦に対し、おかげさまの意を表するため慰労品(商品券)を支給する。</p> <p>1.対象者 その年の1月1日から12月31日までの間に98歳になる方のうち、在宅生活をしている方</p> <p>2.祝金の額 3万円相当の金品</p> <p>3.支給月 支給年度の1月</p>
南さつま市	福祉	はり・きゅう等施術料助成金交付	<p>★ 高齢者のはり・きゅう等の利用に対し助成を行い、高齢者の健康保持と福祉の増進を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(70歳以上)の方 (身体障害者手帳3級以上は、65歳以上の方)</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定した、はり・きゅう等施術師の免許を有する者が施術する施設</p> <p>3.助成額 1回につき1,000円の助成 (40枚綴りのはり・きゅう券を交付)</p>
南さつま市	福祉	伸ばせ健康寿命よか湯だな事業	<p>★ 市内に住所を有する高齢者(65歳以上)の温泉及びスポーツジム等利用に対し助成を行い、健康の保持増進及び保健の向上を図る。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(65歳以上)の方</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定した公衆浴場営業許可を有する温泉等施設及び市内のスポーツジム等 (利用券交付時に、指定施設一覧表を配付)</p> <p>3.助成額 1回につき220円の助成 (36枚綴りの利用券を交付)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	福祉	「乗らんあ、タクシー」助成事業	<p>市内に住所を有する高齢者のタクシー利用に対し助成を行い、高齢者の健康保持、生活支援及び福祉増進を図る。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(75歳以上)で運転免許証を持たない方 南さつま市に住所を有する高齢者(65歳以上)で運転免許証を持たず身障手帳等をお持ちの方</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定したタクシー事業者(福祉タクシー事業者含む) (利用券交付時に、指定事業者一覧表を配付)</p> <p>3.助成額 300円券×18枚の助成(令和2年度7月～) 1回の乗車につき、5枚(1,500円)まで利用可</p>
南さつま市	その他	危険廃屋解体補助金交付事業	<p>★ 市民の安心安全の確保や市内の景観及び住環境の向上を図るため、危険廃屋の取り壊しや撤去に要した費用に対し、補助要件等により補助金を交付します。</p> <p>1.補助対象となる危険廃屋 (1)人の居住又はその他の利用に供していないこと。 (2)老朽化により壊れた部材が落下又は飛散若しくは騒音を発生するなど防災上周囲に危険を及ぼすおそれがあると認められるもの。 (3)台風又は地震等の自然災害によって、全壊、半壊又は一部損壊したもの。 但し、被害を受けた住居については、被災した日から6カ月以内の申請に限ります。</p> <p>2.補助要件 (1)公共事業による移転等の補償対象になっていないこと。 (2)解体経費が10万円以上であること。 (3)付属家等については補助対象外。ただし、母屋と同一敷地内にある建物で母屋と同一時期に解体を行う場合は補助対象建物とする。 (4)解体後、1年間は当該土地の売却及び建物の建設は行えない。また、解体後の土地は、適切に管理すること。 (5)解体撤去を行う業者は、市内に本店、事業所等を有する事業者であること。 (県に『解体工事業』の登録を行っている事業者又は特定の建設業の許可を受けた事業者でなければなりません。)</p> <p>3.補助金額 危険廃屋の解体・撤去に要する経費の3分の1とし、30万円を上限とする。ただし、申請時に大型重機等での解体・運搬等が困難で、人的解体費用が必要な場合など、特別な費用が必要な場合は加算補助を行う。加算補助は、加算対象経費の3分の1とし、10万円を上限とする。 なお、災害等による損害保険等が支払われた場合は、解体・撤去に要する経費から損害保険等の額を差し引いた額の3分の1とし、30万円を上限とする。</p>
南さつま市	その他	生ごみ処理機設置補助金	<p>★ ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機を購入した世帯に補助金を交付します。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する方で、電動生ごみ処理機(家庭で発生した生ごみ等を処理し、堆肥等を生成する機器)を購入した方です。</p> <p>2.助成内容 新たに購入した電動生ごみ処理機が対象です。 (1世帯当たり1台に限ります。) 補助金額は購入経費の1/2で、上限は20,000円です。 (100円未満は切捨てになります。)</p>